

## 裁判所から差押命令が送達されてきた場合にする執行供託の供託物払渡請求手続は、どのようにしたらよいですか。

(情報番号5208 全1頁)

民事執行手続には、その執行の目的物を執行機関又は執行当事者が供託所に供託して、供託所による目的物の管理と執行当事者への交付を行う場合があります。このような執行目的物の供託を「執行供託」といいます。

例えば、強制執行を受ける債務者が第三者に対して有する金銭債権を差し押さえられたときは、その第三者（第三債務者といいます。）は、金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができます。また、第三債務者は、金銭債権に対する差押えが競合したときは、金銭債権の全額に相当する金銭を、差押えの後に配当要求があった旨の文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を、それぞれ供託しなければならないものとされています。

### 1 配当手続

執行供託がされた場合は、執行裁判所は配当等を実施しなければならないとされています。

執行裁判所は、債権者が1人である場合（債権者が2人以上であっても、供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合は同じです。）には、交付計算書を作成して、債権者に交付すべき弁済金及び債務者に交付すべき剰余金を明らかにします。その他の場合には、配当期日において配当表を作成し、これに基づいて配当を実施することになります。

いずれの場合においても、配当等の実施は、執行裁判所の書記官が支払委託書を供託所に送付し、同時に各債権者又は債務者に証明書を交付することになります。

### 2 供託金払渡手続

支払委託に基づく供託金の払渡しを請求する場合は、供託所に備え付けられた供託物払渡請求書の書式に必要事項を記載して、所定の添付書類と共に、供託がされている供託所に提出して還付請求を行います。

添付書類は、請求者の印鑑証明書（作成後3ヶ月以内のものに限りますが、請求者が個人の場合には省略することができる場合があります。）のほか、還付を受ける権利を有することを証する書面として、執行裁判所から交付を受けた配当証明書が、代理人により請求する場合には、代理権を証する書面が必要となります。

